電気通信事業紛争処理委員会手続規則の一部を改正する省令

電気通信事業紛争処理委員会手続規則（平成十三年総務省令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

電気通信紛争処理委員会手続規則

第一条第一項中「電気通信事業紛争処理委員会令」を「電気通信紛争処理委員会令」に改める。

第三条第五号中「電気通信事業紛争処理委員会」を「電気通信紛争処理委員会」に改める。

第四条第一項中「又は第百五十七条第一項」を「、第百五十七条第一項又は第百五十七条の二第一項」に改め、同条第三項中「又は前項」を「、第二項又は前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百四十二条第一項のあっせんの申請をしようとする者は、様式第三の申請書を委員会に提出しなければならない。

第五条第一項中「又は第百五十七条第三項」を「、第百五十七条第三項又は第百五十七条の二第三項」に、「様式第三」を「様式第四」に改め、同条第二項中「様式第四」を「様式第五」に改め、同条第四項中「又は電波法」を「、電波法又は放送法」に、「もの」を「書面」に、「又は第二項」を「、第二項又は第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「又は前項」を「、第二項又は前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　放送法第百四十二条第三項の仲裁の申請をしようとする者は、様式第六の申請書を委員会に提出しなければならない。

第六条中「電波法第二十七条の三十五第一項」を「第百五十七条の二第一項、電波法第二十七条の三十五第一項若しくは放送法第百四十二条第一項」に、「電波法第二十七条の三十五第三項若しくは放送法第百四十二条第三項」を「第百五十七条の二第三項、電波法第二十七条の三十五第三項若しくは放送法第百四十二条第三項」に改める。

様式第一中「電気通信事業紛争処理委員会委員長　殿」を「電気通信紛争処理委員会委員長　殿」に、「登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号」を「登録年月日又は届出年月日及び登録（申請者が164条第１項第３号に掲げる電気通信事業を営む者であるときは、記載を要しない。）番号又は届出番号」に、注１の表中「電気通信設備の共用」を「電気通信設備又は電気通信設備設置用工作物の共用」に、

電気通信役務の円滑な提供の確保のためにその締結が必要な協定又は契約	第157条第１項

を

電気通信役務の円滑な提供の確保のためにその締結が必要な協定又は契約	第157条第１項
電気通信事業法第164条第１項第３号に掲げる電気通信事業を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約	第157条の２第１項

に改める。

様式第二中「電気通信事業紛争処理委員会委員長　殿」を「電気通信紛争処理委員会委員長　殿」に改める。

様式第四中「電気通信事業紛争処理委員会委員長　殿」を「電気通信紛争処理委員会委員長　殿」に、注１中「電気通信事業紛争処理委員会」を「電気通信紛争処理委員会」に改め、様式第四を様式第五とし、様式第五の次に次のように加える。

様式第６（第５条第３項関係）

仲　裁　申　請　書

年　月　日

電気通信紛争処理委員会委員長　殿

郵便番号
（ふりがな）
住　所
（ふりがな）
氏　名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）　印
連絡先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

放送法第142条第１項に規定する同意に関する協議が不調のため、同条第３項の規定により、次のとおり仲裁を申請します。

当事者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）、住所及び放送事業者の種別（注１）	
仲裁判断を求める事項（注２）	
協議の不調の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

注１　放送事業者の種別は、基幹放送事業者、指定再放送事業者又は届出一般放送事業者のいずれかを記載すること。

２　協議の相手である当事者が当該協議に関して既に仲裁の申請を行っており、その旨の通知が電気通信紛争処理委員会からあった場合には、当該協議の相手である当事者の仲裁判断を求める事項に対する答弁を記載すること。

３　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第三中「電気通信事業紛争処理委員会委員長　殿」を「電気通信紛争処理委員会委員長　殿」に、「登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号」を「登録年月日又は届出年月日及び登録（申請者が164条第１項第３号に掲げる電気通信事業を営む者であるときは、記載を要しない。）番号又は届出番号」に、注１の表中「電気通信設備の共用」を「電気通信設備又は電気通信設備設置